



簡易公募型プロポーザル方式に係る公告

新富町総合交流センターカフェ等運営事業者を以下のとおり募集するので公告する。

令和 7年 9月29日

新富町長 小 嶋 崇 嗣



1 目的

新富町では多様化する生涯学習ニーズに対応するために、公民館、図書館、博物館を中心とし児童館の機能をもった複合施設を整備した。

この施設は、幼児から高齢者までの幅広い町民を対象に、多様な講座や教室を提供し、より多くの方々がいきいきと学習や交流に取り組む環境をつくることや、町が進める読書を通じた人づくりのための図書館を充実させることなど、生涯学習や人の交流を活性化することを目的とし、さらに、それぞれが自分の時間を過ごすことができ、「出会いが生まれる。みんなの居場所」となることが期待されている。

以上のような機能をさらに充実させるため、軽食を中心としたサービスを行うカフェ等の設置を行う。

本公告は、民間のノウハウによりカフェ等を運営する事業者を、簡易公募型プロポーザル方式により選定するため、必要な事項を定めるものとする。

2 事業概要

(1) 貸付物件

- ① 所在地 新富町総合交流センター1階（平面図・配置図は別紙参照）
住所：宮崎県児湯郡新富町大字上富田6345番地5
- ② 店舗面積 17.22㎡
- ③ 用途 カフェ等売店
- ④ 賃借料 438,000円/年（消費税別途）以上

(2) 運営内容

別紙「新富町総合交流センターカフェ等運営事業者の募集要領」による

(3) 期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

3 事業者選定方法

簡易公募型プロポーザル方式

4 参加資格の要件

プロポーザルの参加資格は、参加申込書の提出期限において以下の要件をすべて満たすものとする。

なお、プロポーザル参加者が契約締結までの間に参加資格を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続き（更生手続開始の申立て以後の手続をいう。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立ての事実がある等、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。

- (4) 民事執行法（昭和54年法律第4号）に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行もしくは国税、地方税その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受けた者でないこと。又は第三者の債権保全の請求が常態となったと認められる者でないこと。
- (5) 民事保全法（平成元年法律第91号）の規定に基づく民事保全の手続が常態として行われているものと認められる者でないこと。
- (6) 新富町発注建設工事等からの暴力団排除措置要綱（平成12年新富町告示第3号）第2条に該当するものでないこと。
- (7) 納税義務に対し、完納していること。
- (8) 公告の日から提案書提出期限日までの間において指名競争入札参加者の資格、指名基準等に関する要綱（昭和50年新富町告示第20号）第14条の規定による指名停止を受けていないこと、及び宮崎県の指名停止措置を受けていないこと。

5 プロポーザル参加の条件

プロポーザルへの参加を希望する者は、「新富町総合交流センターカフェ等運営事業者選定簡易プロポーザル資料作成要領」を参照し、参加申込書を期日までに提出すること。

新富町は、提出された参加申込書を審査し、審査結果通知書を送付する。参加資格に適合すると認めるときは、提案書提出要請書を送付する。

要請書を受けた者は、「新富町総合交流センターカフェ等運営事業者選定簡易プロポーザル資料作成要領」を参照し、提案書を期日までに提出すること。

6 参加申込書及び提案書の不受理等

次のいずれかに該当する場合、新富町は参加申込書及び提案書を受理しない。

また、新富町は、次のいずれかに該当することが明らかとなった場合は、応募を取り消すことがある。

- (1) 本公告に指定する提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの。
- (2) 作成要領に指定する作成様式及び記載上の留意事項に示した条件に適合しないもの。
- (3) 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの。
- (4) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- (5) 許容された表現方法以外の内容が記載されているもの。
- (6) 提出書類に虚偽の内容が記載されているもの。
- (7) 審査結果に影響を与える工作を行う等、プロポーザルの公正な執行を妨げたとき。

7 選定にあたっての評価方法及び評価項目

プロポーザルを選定するための評価項目は、次に掲げるものとし、新富町総合交流センターカフェ等運営事業者選定委員会設置規程（令和2年10月9日）第1条に規定する新富町総合交流センターカフェ等運営事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が評価する。

なお審査結果に対して異議を申し立てることはできない。

(1) 資格審査

本公告の「4 参加資格の要件」に記載するすべての要件に適しているかどうかを書類審査し、適している者は資格審査通過者として提案書の提出を要請する。

(2) 第1段階審査（提案内容の評価）

①選定方法

提案書及びプレゼンテーションにより、下記の評価項目に沿って審査する。各委員が評価項目について評価を行い、その総合点数の合計により、第1段階選定事業者を選定する。

②提案内容の評価項目

提案書の提出者の評価項目は、次のとおりとする。

- ・経営の状況
- ・業務実績
- ・施設にあった店舗の内装・インテリア
- ・利用者の動線、建物の構造に配慮した店舗内機器の配置

- ・従業員の接客教育方針
- ・営業日・営業時間
- ・衛生面や安全面の管理
- ・予定している主な商品とその価格
- ・カフェで行う予定のその他のサービス等
- ・事業を取り組む意欲

(3) 第2段階審査（カフェ等賃料評価）

第1段階選定事業者の提案するカフェ賃料のうち、最高額を提示した者を最優秀者、次に高い額を提示した者を優秀者とする。

8 契約の締結

- (1) 新富町は、審査の結果、最優秀者を優先交渉権者として契約締結交渉を行うものとする。
- (2) 最優秀者が選定後において参加の資格要件を満たさなくなったと認められた場合、又は新富町と契約締結交渉が不調となった場合は、次点である優秀者を優先交渉権者として契約締結交渉できるものとする。
- (3) 新富町は、優先交渉権者と提案内容と新富町の意向について協議調整を行い、双方の合意が得られた場合において、業務に係る契約を締結する。

9 手続き等

(1) 担当部署

新富町教育委員会 生涯学習課

住所：〒889-1403 宮崎県児湯郡新富町大字上富田6345番地5

新富町総合交流センター

電話：0983-33-1022 F A X：0983-33-5928

(2) 本公告及び関係書類の交付

① 交付期間

令和7年9月29日（月）から10月23日（木）まで
（土曜日・日曜日・祝日を除く9時から17時まで）

② 交付場所及び交付方法

新富町教育委員会生涯学習課において直接交付するほか、新富町役場ホームページ上において掲載するものとする。なお、関係書類を直接交付希望する場合は、事前に新富町生涯学習課（電話0983-33-1022）まで電話連絡すること。

ホームページアドレス：<http://www.town.shintomi.lg.jp/>

※担当部署で配布するのは紙媒体となる。

(3) 現地説明会

現地説明会は行わない。

(4) 質問の受付期間、提出方法及びその回答方法

① 受付の方法

本公告に関する質問のみ受け付け、様式1（質問書）を使用し、1枚の質問に複数項目を記載してかまわないが、1枚で不足する場合は様式1を複製し記入すること。

なお質問書を送信する事業者は、事前に担当部署に電話連絡してからF A X送信すること。

② 送付先のF A X番号

F A X番号：0983-33-5928

③ 受付日と回答方法及び期間

受付日は令和7年10月20日（月）17時までとする。回答は、F A Xにより令和7年10月21日（火）17時までに回答する。

(5) 参加申込書の提出期限等について

① 提出場所：新富町総合交流センター 新富町教育委員会 生涯学習課

② 提出期限：令和7年10月23日（木）17時まで

- ③ 提出方法：提出期限までに持参又は郵送すること。

持参の場合、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く日の、9時から12時までと、13時から17時までの間とする。

郵送の場合、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とし、提出期限までに必着のこと。なお新富町は郵送中の事故に伴う損害に関しては一切の責任を負わない。

(6) 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、参加申込書を提出した全員に令和7年10月31日（金）に書面により通知するとともに、資格審査を通過した者には、提案書提出要請書を送付する。

なお、審査結果に対する全ての問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けない。

(7) 提案書の提出期限等について

- ① 提出場所：新富町総合交流センター 新富町教育委員会 生涯学習課

- ② 提出期限：令和7年11月14日（金）17時まで

- ③ 提出方法：提出期限までに持参又は郵送すること。

持参の場合、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く日の、9時から12時までと、13時から17時までの間とする。

郵送の場合、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とし、提出期限までに必着のこと。なお新富町は郵送中の事故に伴う損害に関しては一切の責任を負わない。

(8) ヒアリングの実施

- ① 実施日及び場所

令和7年11月中旬に新富町総合交流センターで実施する予定。

※時間や場所の詳細については、提案書提出要請書とともに通知する。

- ② 出席できる者

自社の社員2名以内とする。これ以外の者で、1名のみ機器操作者の出席を認めるが、発言はできないものとする。

- ③ ヒアリングの方法

・プレゼンテーションの持ち時間は20分以内とし、その他に質疑応答を10分程度設定する。

参加者は提出した提案書に沿って説明を行うこと。なお、追加資料やパネルなどの持ちこみは禁止する。

・会場には、プロジェクター及びスクリーンは準備するが、パソコン、その他の機材等は各社で準備すること。

・ヒアリングについては非公開とする。

(9) 審査結果の通知

第1段階審査の結果は、提案書を提出した全員にヒアリング実施後、令和7年11月下旬に通知する。また、第2段階審査の結果についてもカフェ賃料等評価終了後、令和7年12月中旬に対象者全員に通知する予定。なお、審査結果に対する全ての問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けない。

手続き等の日程一覧

内 容	日 時
質問の受付	令和 7年10月20日（月） 17時まで
質問の回答（FAXにより回答）	令和 7年10月21日（火） 17時まで
参加申込書の提出受付	令和 7年10月23日（木） 17時まで
資格審査通過者通知及び提案書要請	令和 7年10月31日（金）
提案書の提出受付	令和 7年11月14日（金） 17時まで
第1段階審査（ヒアリング）	令和 7年11月中旬予定
審査結果通知	令和 7年11月下旬予定
第2段階審査（カフェ賃借料評価）	令和 7年12月上旬予定
審査結果通知	令和 7年12月中旬予定

10 その他

(1) 入札保証金

入札保証金は、免除する。

(2) 契約の保証

別紙「契約の保証について」を参照し選択すること。

(3) 貸付料の支払方法

貸付料は月額払いとし、端数が生じた場合はその年度の末の支払いに含むこととする。

(4) プロポーザル参加に伴う費用

参加申込書及び提案書の作成及び提出にかかる費用の全ては、参加申込書及び提案書提出者の負担とする。

(5) その他の注意事項

- ① 提案書作成のために新富町から受領した資料は、許可なく公表及び他の目的に使用することはできない。
- ② 今回のプロポーザル方式による選定への応募者において、提出された書類を雑誌、広報紙、その他一般の閲覧に供する場合は、新富町長の承諾を得ること。